

令和4年12月26日

以下のとおり懲戒処分等を行ったので公表する。

飯塚市長 片峯 誠

懲戒処分（当該職員）

被処分者の補職名	部長
年齢（歳代）及び性別	50歳代 男性
処分内容	戒告
処分年月日	令和4年12月26日
処分理由及び根拠法規	飯塚市職員倫理条例第6条及び第13条並びに 同条例施行規則第4条第1項第8号違反 地方公務員法 第29条第1項第1号及び第3号

職員による利害関係者との会食に関する事案の概要等

1 関係職員

部長級職員 50代 男性

2 事案の概要

関係職員である部長（以下「当該職員」という。）が当時、契約課長であった令和4年2月26日（土）17時30分頃から20時頃まで、市内新飯塚の居酒屋において、議員A氏、令和3年度入札参加有資格者名簿（物品事務用品）（以下「有資格者名簿」という。）に記載された業者B氏、及びC氏の4名で会食した。

当該職員からの聞き取りでは、議員A氏から会食を行う2、3日前に電話連絡があり、令和4年2月26日（土）に新飯塚の居酒屋に二人で食事に行く約束をした。当日、17時30分に現地で待ち合わせていたため、実家（新飯塚）から徒歩で店に向い、入店後、店員に奥の席に案内されたところ、議員A氏、業者B氏及びC氏が居た。その後、4人で世間話しをしながら会食した。食事を終え、自身の食事代金5,000円を支払い20時頃に退店し、3名とは店の前で別れ、実家に徒歩で帰ったということである。

当該職員、議員A氏及び業者B氏の聞き取りでは、いずれも会食した事実は認めらうえで、会食中に入札や契約に関する会話など業務の話は一切していないと証言が一致している。また、業者B氏も当該職員と話したのは、その時が初めてであったと証言している。C氏について、一般市民の方で、業者ではないことについて3者の証言は一致している。

当時、契約課長でありその職責から、業者B氏との会食について、飯塚市職員倫理条例第6条及び同条例施行規則第4条第8号の規定に違反している疑いがあるものである。

3. 事案の経過

①令和4年2月26日

- ・当該職員、議員A氏、業者B氏、C氏の4名で会食する。

②令和4年11月28日

- ・当該職員から令和4年2月26日に業者B氏を含む4名で会食した申し出が倫理監督者である総務部長になされる。

③令和4年11月29日、12月6日、12月7日

- ・当該職員に聞き取りを行う。

④令和4年12月13日

- ・議員A氏に聞き取りを行う。

⑤令和4年12月19日

- ・業者B氏に聞き取りを行う。

⑥令和4年12月23日

- ・人事諮問委員会を開催する。

⑦令和4年12月26日

- ・処分を申し渡す。